

2002年7月29日

建設経済レポート

# 「日本経済と公共投資」 No.39

- 縮小が続く建設市場と建設産業の活路 -

< 概要版 >

(財)建設経済研究所

第1章	マクロ経済と建設投資 .....	1	【本文 p.1 - p.33】
1.1	経済と建設投資の動き		
1.2	今後の建設市場 ~リニューアル市場		
第2章	建設工事入札・契約制度の動向 .....	4	【本文 p.35 - p.83】
2.1	公共工事の入札・契約に関する考察		
2.1.1	1 共同企業体制度の現在の評価		
2.1.1	2 公共発注者の建設業者に関する財務力重視への 対応 - ボンド制度の現在の評価 -		
2.2	PFIの現状と課題		
第3章	建設産業の動き .....	7	【本文 p.85 - p.135】
3.1	地方建設業の動き		
3.2	総合建設会社と技術力の向上		
3.3	ITと建設産業		
第4章	海外の動向 .....	11	【本文 p.137-p.174】
4.1	海外の建設市場の動向		
4.2	米国建設産業の現況 - 生産性を中心として		
4.3	米国の政策評価制度 (議会との関係) と公共事業		

[ 問い合わせ先 ] TEL 3433-5011

常務理事 鈴木 一  
研究理事 藤田 博  
研究員 麓 裕樹

## 第1章 マクロ経済と建設投資

### 1.1 経済と建設投資の動き

- ・2002年度の建設投資予測は、建設投資全体で前年度比名目 6.0%の56兆8000億円と16年ぶりに60兆円を割込むと見られる。政府建設投資、民間住宅投資、民間非住宅建設投資ともマイナス基調で推移すると見られる。
- ・2003年度も依然低調に推移し、政府建設投資が、公共事業予備費が計上されず、それを除く当初予算は横這い、また補正による新たな追加投資が行われないという前提では、建設投資全体で54兆4000億円となると見込まれる。
- ・GDPに占める公的資本形成(一般政府分)の割合・実額は、90年代初頭の水準に対し、既にGDP比では下回り、実額でもその差はわずかとなっている。
- ・日本経済は、本年初頭より底入れの動きが出てきているものの、その回復は力強さに欠けたものである。わが国経済は本格的な回復のないまま、再び下降局面に陥る可能性も排除し得ない状況にある。
- ・アメリカ経済の不透明化の動きの中、重点化効率化を図ることは当然としても、民間主導による景気の回復の芽の成長を確かにするために、公共投資は景気に対し少なくともマイナス方向へアクセルを踏むべきではない。

### マクロ経済の推移(年度)

年度	実績					予測		
	1990	1995	1998	1999	2000	2001	2002	2003
実質GDP	4,697,805	5,027,943	5,172,036	5,269,504	5,356,903	5,289,285	5,306,999	5,372,681
(対前年度伸び率)	5.5%	2.5%	-0.8%	1.9%	1.7%	-1.3%	0.3%	1.2%
実質公的固定資本形成	296,707	435,527	407,423	404,492	374,559	353,006	324,968	306,612
(対前年度伸び率)	4.9%	7.8%	1.9%	-0.7%	-7.4%	-5.8%	-7.9%	-5.6%
(寄与度)	0.3	0.6	0.1	-0.1	-0.6	-0.4	-0.5	-0.3
実質民間設備投資	907,109	731,515	819,864	817,056	893,000	859,718	812,130	852,133
(対前年度伸び率)	11.3%	3.6%	-5.1%	-0.3%	9.3%	-3.7%	-5.5%	4.9%
(寄与度)	2.1	0.5	-0.9	-0.1	1.4	-0.6	-0.9	0.8
実質民間住宅投資	269,303	242,390	195,165	205,388	202,319	185,112	179,792	174,974
(対前年度伸び率)	5.2%	-6.5%	-10.4%	5.2%	-1.5%	-8.5%	-2.9%	-2.7%
(寄与度)	0.3	-0.3	-0.4	0.2	-0.1	-0.3	-0.1	-0.1
実質民間最終消費	2,488,401	2,779,065	2,843,767	2,903,862	2,901,387	2,911,037	2,946,328	2,966,098
(対前年度伸び率)	4.2%	2.0%	1.1%	2.1%	-0.1%	0.3%	1.2%	0.7%
(寄与度)	2.3	1.1	0.6	1.2	0.0	0.2	0.7	0.4
実質純輸出	69,494	59,758	113,970	117,061	127,288	101,836	127,450	121,572
(対前年度伸び率)	16.3%	-34.3%	8.6%	2.7%	8.7%	-20.0%	25.2%	-4.6%
(寄与度)	0.2	-0.6	0.2	0.1	0.2	-0.5	0.5	-0.1
名目GDP	4,505,324	5,019,603	5,132,448	5,143,487	5,130,060	5,002,165	4,977,800	4,997,376
(対前年度伸び率)	8.1%	2.0%	-1.3%	0.2%	-0.3%	-2.5%	-0.5%	0.4%

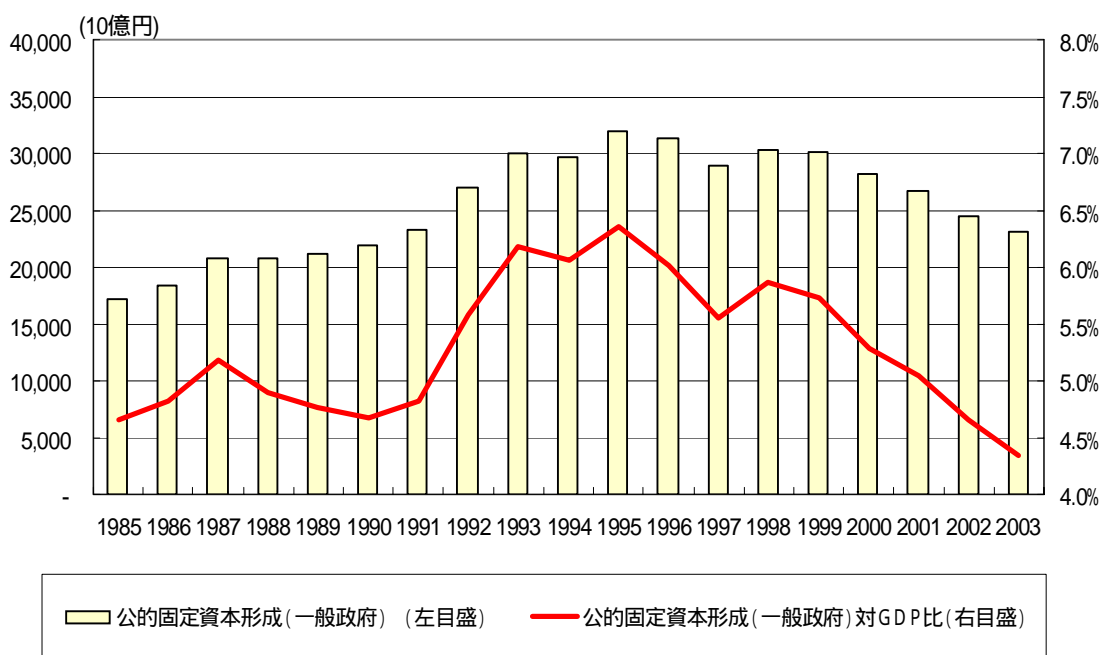
(単位：億円、実質値は1995年価格)

## 建設投資の推移（年度）

年度	実績					予測		
	1990	1995	1998	1999	2000	2001	2002	2003
名目建設投資 (対前年度伸び率)	814,395 11.4%	790,169 0.3%	714,269 -5.0%	685,039 -4.1%	665,000 -2.9%	604,100 -9.2%	568,066 -6.0%	544,249 -4.2%
名目政府建設投資 (対前年度伸び率)	257,480 6.0%	351,986 5.8%	339,930 3.1%	319,379 -6.0%	304,400 -4.7%	275,500 -9.5%	249,597 -9.4%	232,365 -6.9%
(寄与度)	2.0	2.5	1.4	-2.9	-2.2	-4.3	-4.3	-3.0
名目民間住宅投資 (対前年度伸び率)	257,217 9.3%	243,129 -5.2%	197,621 -12.1%	207,238 4.9%	201,500 -2.8%	183,700 -8.8%	176,125 -4.1%	171,284 -2.7%
(寄与度)	3.0	-1.7	-3.6	1.3	-0.8	-2.7	-1.3	-0.9
名目民間非住宅建設投資 (対前年度伸び率)	299,698 18.4%	195,053 -1.8%	176,718 -10.5%	158,422 -10.4%	159,000 0.4%	145,000 -8.8%	142,344 -1.8%	140,600 -1.2%
(寄与度)	6.3	-0.4	-2.7	-2.6	0.1	-2.1	-0.4	-0.3
実質建設投資 (対前年度伸び率)	854,423 7.7%	790,169 0.2%	721,279 -3.1%	698,743 -3.1%	676,800 -3.1%	620,900 -8.3%	587,483 -5.4%	562,762 -4.2%

民間非住宅建設投資 = 民間非住宅建築投資 + 民間土木投資 (単位: 億円、実質値は95年度価格)

## 公的固定資本形成（一般政府分）の推移と GDP 比(実質ベース)



3 (3) 政府の在り方(歳出面の改革) 「構造改革と経済財政の中期展望」(「改革と展望」)  
(2002年1月25日閣議決定)より

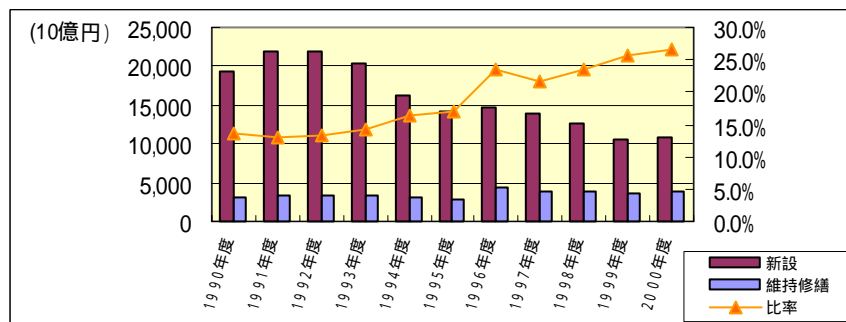
「国の公共投資については、その時々を経済動向を勘案しつつ、「改革と展望」の対象期間(注..2006年度まで)を通じ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく。また、地方の公共投資の水準についても、国と同一基調で見直していくべきである。その際、公共投資の重点配分、コスト縮減、PFIの活用等を進めることなどにより、行政サービス水準の確保に努めることとする。…」

## 1.2 今後の建設市場 ～リニューアル市場～

- ・建設市場の縮小が続く中で維持修繕は着実に増加しており、特にこの20年間にストックが2.6倍に増加したオフィスビルのリニューアル市場の今後の拡大が見込まれる。
- ・総合建設会社も近年、リニューアル市場の拡大を見込んで人員増強や専門部署・関連会社の設置など積極的な対応を進めている。
- ・オフィスビル市場の競争が厳しくなる中でリニューアル市場でも低コスト、高い技術、提案力が求められるようになっており、総合建設会社はこれに応えるとともに自らが持つ技術力、マネジメント力を活かしてLCCの低減やFM・PMの分野への取組みが必要となっている。

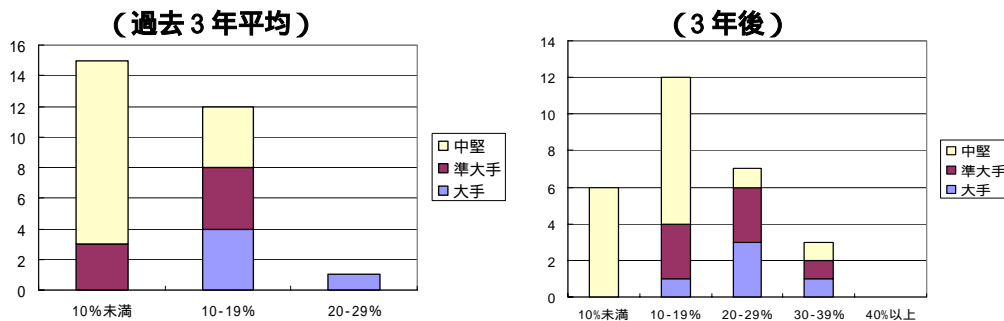
1990年度から2000年度の間維持修繕部門は8.8兆円から11.8兆円へと1.3倍に増加し、完成工事高に占める維持修繕の比率は12.9%から18.8%へと増加した。特に、民間非住宅投資の中の維持修繕部門の割合は13%から27%へと大きく増加している。

### 民間非住宅の新設と維持修繕の推移



### 総合建設会社のアンケート結果より

- ・建築平均売上高に占めるリニューアル工事割合は、大手は10～19%、それ以外は10%未満の企業も多いが、3年後では多くの企業が10%以上、大手では20%以上としている。



(総合建設会社28社のアンケート回答より)

- ・既に7割の企業がリニューアル対応の人員・組織の拡充を行っており、今後、顧客への提案力の強化、FMの観点からの提案、中堅を中心に個人との取引の強化などの取組みを進めることとしている。

## 第2章 建設工事入札・契約制度の動向

### 2.1.1 共同企業体制度の現代的評価

- ・ 公共事業において、9割の機関で一定の基準（額・難易度等）を超える工事については、一部または全面的に特定JVを採用している。
- ・ 特定JVに発注できる最低金額が小型化の傾向にあり、国土交通省通達にある最低基準金額の5億円を下回る機関が半数近くを占めている。
- ・ 総回答数の約8割の機関で、入札参加企業の地域要件が設定されている。
- ・ 効率性の観点から同省通達の通り「共同企業体の活用目的の限定」が望ましく、

混合入札(応札者の判断で特定JVによっても単体企業によっても応札しうる入札)を推進すること、

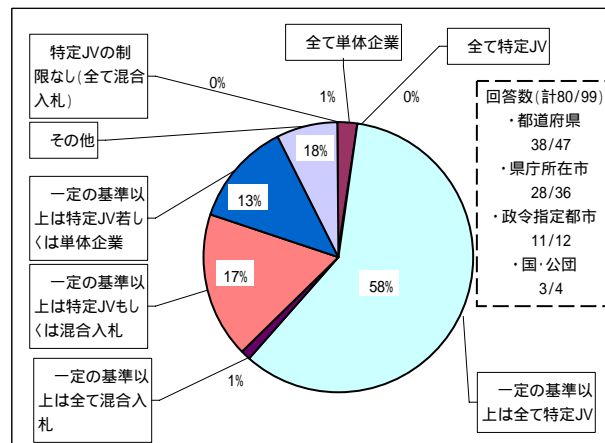
特定JVに限定した入札においては、特定JVに適した規模まで対象工事の基準額を引き上げること、

が必要である。

### WTO 政府調達協定適用対象額未満の公共工事の入札参加資格に関する状況

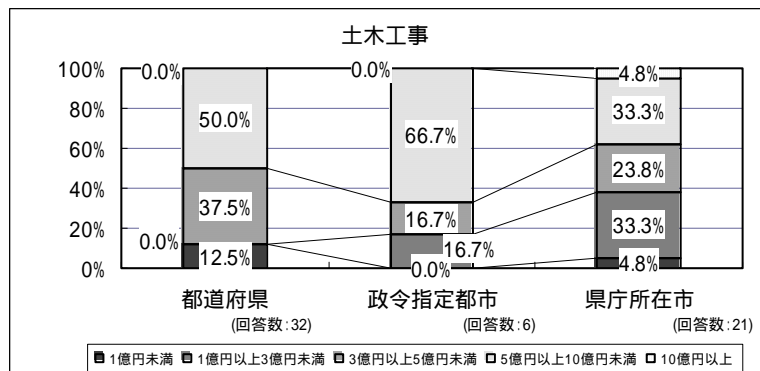
約6割の公共工事発注機関において、設定した基準を超えた場合には全面的に特定JVへの発注となっている。(右図選択肢)

特定JVと単体企業による混合入札を全面的に採用している機関はないが(選択肢)、部分的に採用している機関は約2割となっている。(右図選択肢及び)



### 特定JVによる入札を行う際の基準額について

特定JVに関する入札について基準額を設定している機関を、グループ別に集計した。国土交通省はWTO対象未満工事を単体企業発注としているため集計の対象外とした。その結果、土木工事では半数近くの機関(59件中28件)で基準額が5億円を下回った。



## 2.1.2 公共発注者の建設業者に関する財務力重視への対応について

### - ボンド制度の現時的評価 -

- ・ 建設業者の倒産の増加が懸念される一方で、公共発注者は透明性・競争性の高い入札方式の採用が求められている。そのため、財務力に比して過大な工事への入札の抑制、及び、下請業者への皺寄せの回避が我が国の課題。
- ・ 二つの課題に対する取組みは欧米でも一様でないが、米国のボンド制度が最も有効な制度と考えられる。しかしながら海外の再保険市場が縮小しており保証枠の関係から早急な導入は困難。保証機関の審査体制の整備や財務諸表の会計基準の統一といったボンド導入のための社会的インフラも未整備。
- ・ ボンド制度は中長期的には導入すべきと考えるが、当面は以下の措置を講ずるべき。

本来はボンド会社が提供すべき応札業者の請負可能上限額を算定し、その情報を発注者に提供する第三者機関による財務状況情報提供システムの創設

入札契約適正化法により公共発注者の責務とされた施工体制の確認を徹底し、二次下請を含めた書面による下請契約の早期締結の指導

### 主要国の公共工事における財務力の審査及び下請保護の方法

	日本	米国	イギリス	フランス	ドイツ
財務力の審査	経営事項審査 (直近の財務上の変化が考慮されていない、会計基準が統一されていない、信憑性が担保されていないとの指摘あり)	入札ボンド (建設業者の自己資本・運転資本等から適正な受注額を算出、過大受注を抑制させる考え)	事前資格審査 (コンストラクション・ラインの請負可能限度額等を参考に審査)	財務関係書類の受領	財務関係書類の受領
下請保護	下請保護を主としたものはない	支払ボンド	発注者が元請業者への支払を下請業者に通知	下請業者に直接支払	専門工事業に分離発注

#### 米国で採用されているボンド制度

公共発注者は入札者にボンド会社による入札ボンドの提出を義務付けている。入札ボンドは、公認会計士の監査を受けた財務諸表、ヒアリング調査等により事前に保証限度額を設定し、それを超えるものは拒否している。また、落札者には工事の完成を保証する履行ボンドと下請業者等への支払を保証する支払ボンドの提出を義務付けている。

#### イギリスで採用されているコンストラクション・ライン

事前資格審査に関する全国統一システムで、国との協定に基づき 98 年から建設業者の登録料により民間会社が運営している。発注者はこのシステムの利用を義務付けられている訳ではないが、これにアクセスすれば建設業者の請負可能上限額その他、工事実績、資格者情報等も網羅できるため、確実にその利用は広がっている(採用発注機関 1,400)。

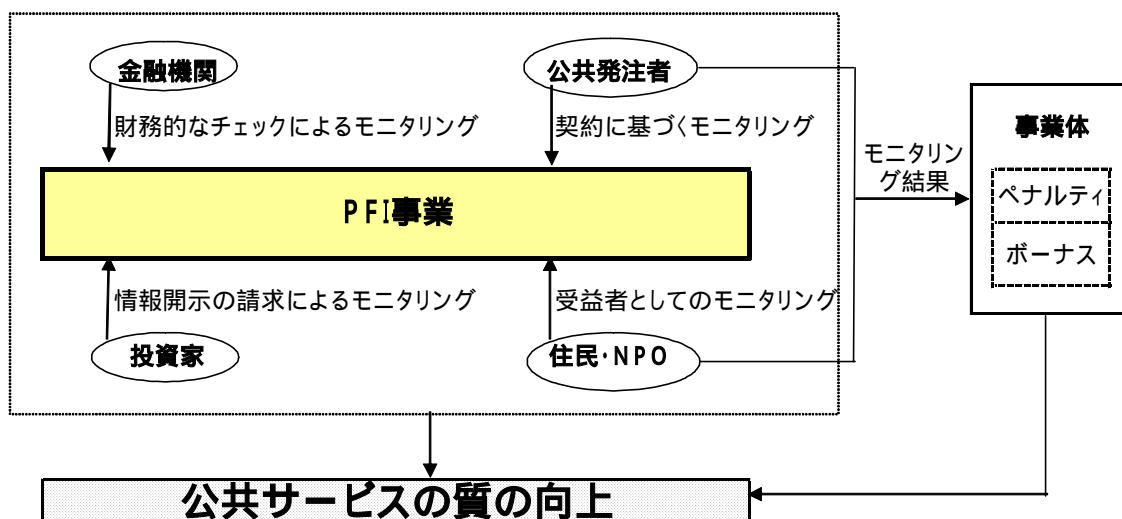
## 2.2 PFIの現状と課題

- ・ わが国でのPFIは、緒についたばかりであるが、現在までに具体的な事業における先進的な取り組みも見られる。
- ・ 本節では、先進的なPFI事業で顕在化した、あるいは一般的に指摘される課題について、その対応策を考察した。
- ・ また、PFIの今後のあり方としては、経済性・効率性の観点だけでなく良質な公共サービスの提供という観点が重要であり、その方策として、民間事業者への「インセンティブ・システム」や多様な主体によるサービス水準の「モニタリング・システム」が求められる。

わが国でPFIを定着させていくには、発注者の財政的側面のみには捕らわれず、公共サービスの質を向上させるという視点が重要である。

そのためには、民間事業者への「インセンティブ・システム」、事業期間中の「多様なチェック機能(モニタリング・システム)」が重要となってくる。インセンティブ・システムとは、民間事業者が当初契約で規定された内容以上のサービスを提供した場合にボーナスを支払うことによって、民間事業者の能力を最大限引き出す仕組みであり、また、多様なチェック機能には、公共発注者による民間事業者に対する直接的なモニタリングの他に、公共サービスの受益者である「住民によるモニタリング」、公共側で強く要望される「金融機関によるモニタリング」、及びそれを補完しうる「投資家によるモニタリング」等が考えられる。

多様な主体によるモニタリングの効果



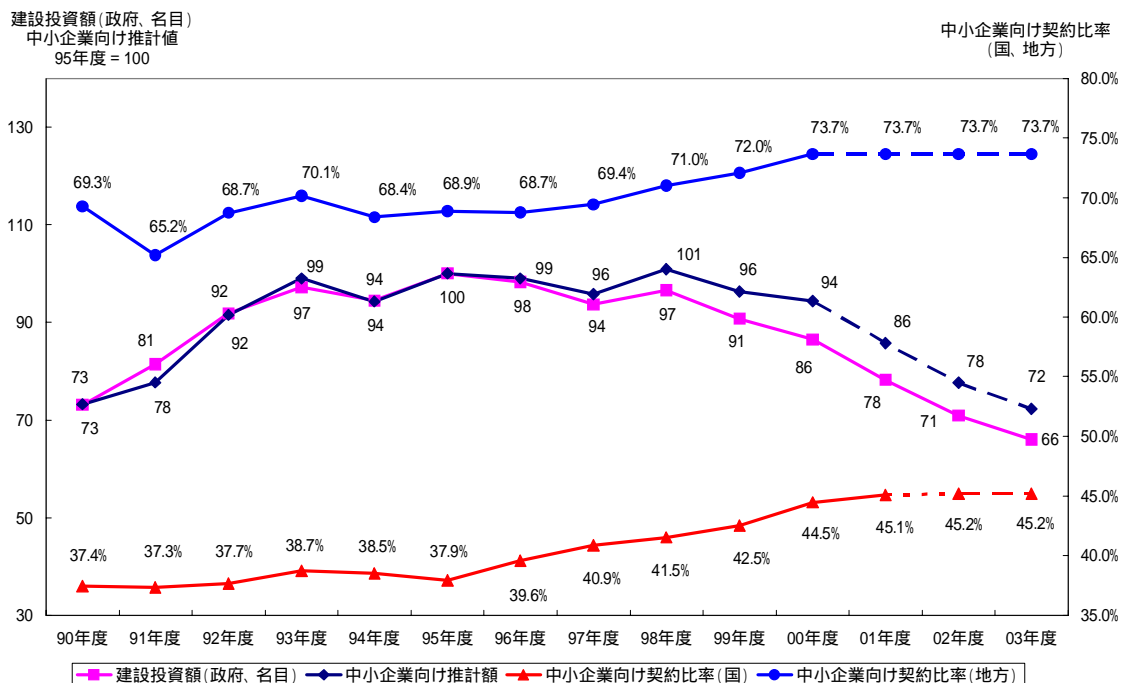
## 第3章 建設産業の動き

### 3.1 地方建設業の動き

- ・ 多くの自治体で財政再建が迫られ、公共事業の予算が絞られる中、公共事業への依存度が高い地方の中堅、中小の建設業にとっては、これから厳しい環境を迎える。
- ・ 多くの企業が危機意識を持ちながらも具体策に踏み込めない状況にあるが、一部で再編や新分野の進出について積極的な取組も始まっている。
- ・ 2003年には建設業就業者は560万人まで減少すると予測される状況の中、行政は市場原理の確立に向けて不良不適格業者の排除を前提とし、公共発注における適正な企業評価や積極的な再編等の推進に向けた支援を行うべきである。

#### 減少する中小企業向けの発注

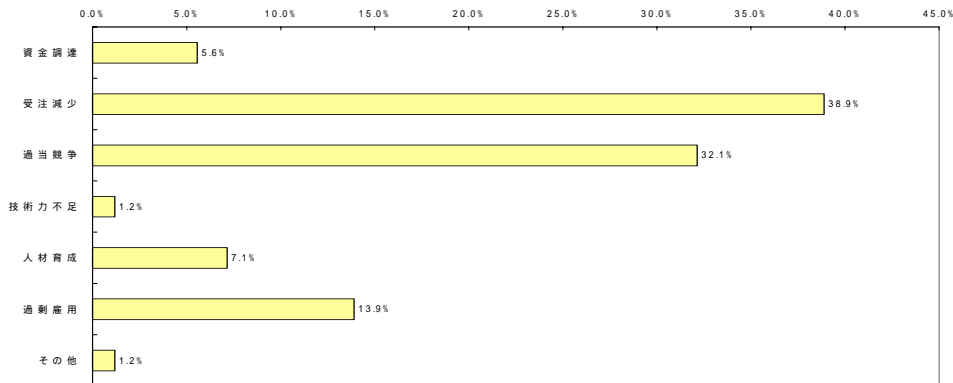
発注比率の引上げにより1996年度から2000年度までは中小企業向け発注額は確保されてきたが、政府建設投資の減少が見込まれる中で、すでに相当の水準に達している中小企業向け契約比率が現状のまま推移するとしても、2003年度には2000年度に比べて2割以上減ると考えられる。





## 地方建設業者の経営上の課題

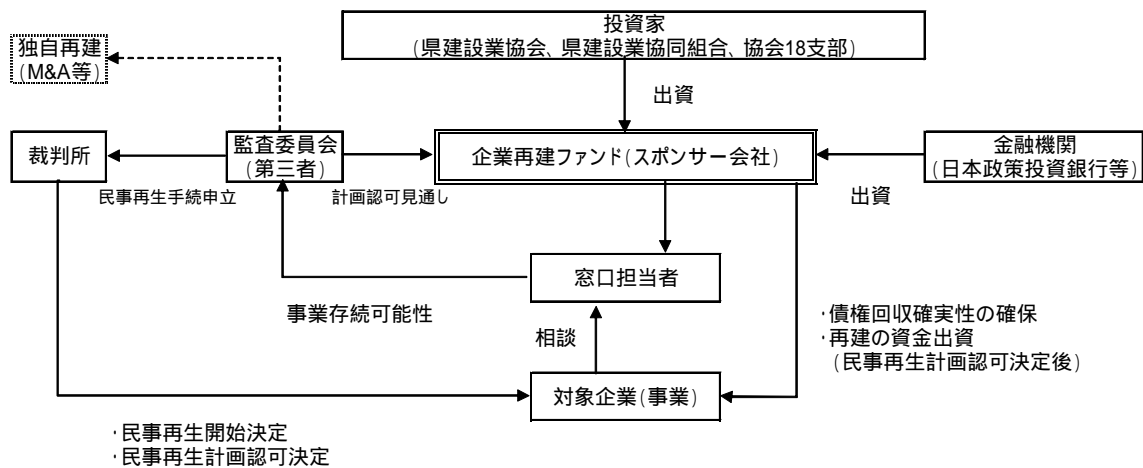
地方建設業へのアンケートでは、現在の経営上の課題に関して、「受注減少」とした企業が38.9%と最も多く、「過当競争」が32.1%、「過剰雇用」が13.9%となっている。



## 地方建設業の新たな取組

福島県建設業協会では、人的資源を可能な限り存続させ、かつ円滑な再編を促すという観点から企業再建ファンドのスキームを活用した再編策を進めている。

### 再建ファンドスキームの概要



## 今後の課題・提言

- ・ 行政は、建設業法の監督処分基準の強化・明確化等の措置を実施しており、その厳格な運用により公正な市場環境の整備を行うことが急務である。
- ・ 公共発注における適正な企業評価を行うため、中小工事を含めた施工実績についてのデータベース化とこれを前提とした実績による企業の評価が必要である。
- ・ 建設投資減少が避けられない中、建設業の再編を促進するため、行政は合併企業等に対して企業評価の加点などのインセンティブ付与を行うとともに、業界側でも企業再建ファンドスキーム等を活用した積極的な再編策に取り組むべきである。

### 3.2 総合建設会社と技術力の向上

- ・総合建設会社では技術力の維持、向上が必要であるが、各現場の OJT などではノウハウが伝わりにくいなどの課題がある。
- ・技術力向上のためには、ISO9000s の継続的改善のシステムも活用しながら技術的検討のサイクルをシステム化し、暗黙知をできるだけ形式知化することが重要である。
- ・技術に関する経営戦略が重要になってきており、その中で技術力のシステム化などを明確に位置付けていく必要がある。

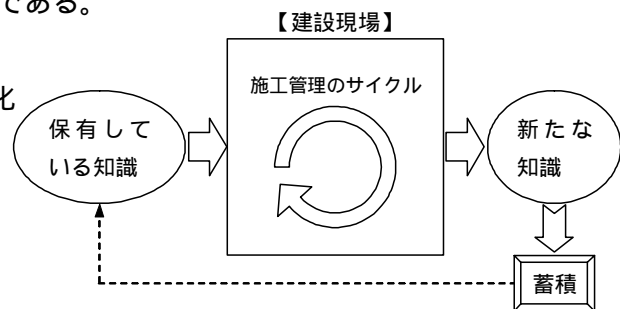
総合建設会社の技術面における課題（アンケート結果（2001.12））

- ・今後の技術力として「企画提案力」が重視され、技術者に対しては「コスト管理」や「品質管理」といった施工管理能力が重視されている。
- ・現場技術者の業務の増加、施工管理のノウハウのサブコンへの移行などにより技術力の維持、向上が課題となっている。
- ・技術力の維持、向上は、各現場の OJT が中心となっているが、ノウハウが伝わりにくい等の課題がある。

継続的改善による技術力の向上

- ・ISO9000s の認証取得は建設産業で浸透しつつあり、2000 年の改訂で規定された「継続的改善」などは技術力の向上と密接に関係している。
- ・現場の施工管理では技術的検討のサイクルが回っている。そこで生まれた新たな知識を形式知化し確実に蓄えていくことが技術力向上において重要である。
- ・技術力向上のためには以下のことが重要である。

技術的検討のサイクルのシステム化  
システムを利用した暗黙知の形式知化  
形式知化が困難な暗黙知の蓄積



総合建設会社の技術経営戦略

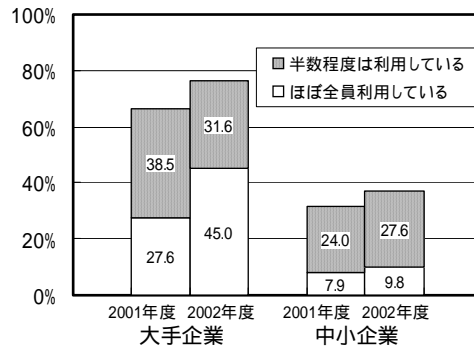
- ・激しい競争を生き抜くため、技術を企業経営の観点から扱う技術経営戦略の重要性が増しつつある。  
(例) 大手建設会社の有価証券報告書では、経営や技術のマネジメントに関する課題や課題達成の方針などを 2000 年から記載。
- ・技術経営戦略を考える上では、自社のコア・コンピタンス等の明確化、技術力向上等のシステムの構築、将来展開に基づいた戦略的技術開発、全社的な取り組み体制の確立などに留意すべきである。

### 3.3 ITと建設産業

- ・ 中小企業では、情報化への取り組みが依然として遅れており、また、行政側では発注仕様の統一などの対応が必要である。
- ・ 大手建設企業は、ITを活用して建設生産の統合化を進めつつある。今後の課題は、標準化や知識・ノウハウの活用の高度化である。
- ・ 大手建設企業では、グループウェアやQ & A開設など、情報共有と知識の活用が進みつつある。今後は、個々人の意識や企業風土（組織）の改革が重要である。

#### 中小企業では情報化への取り組みが依然遅れている

- ・ 中小企業では、電子メールなどのITの利用が遅れている。
- ・ 大手企業ではITを活用する段階へと移行しつつあるが、中小企業ではまだ基本的な環境整備の段階にある。
- ・ 情報化のメリットは情報の共有や業務の効率化である。一方、情報化への問題点はコスト、技術や人材などである。
- ・ C A L S / E Cの展開には、行政側は、発注仕様の統一や2重作業の廃止などを図る必要がある。



#### ITを活用した建設生産の統合化への動き

(設計と施工の融合による建設生産の効率化)

- ・ 建設生産の効率化のためには、設計と施工の融合など建設生産プロセスの統合化が必要である。
- ・ 大手建設企業では、これらに対応できるよう組織の変革に取り組み始めている。

(さらなる効率化にむけた課題)

- ・ 情報交換方法の標準化を早期に実現する必要がある。
- ・ 知識・ノウハウの活用の高度化を進めて行く必要がある。

#### 大手建設企業における情報共有と知識の活用

- ・ グループウェアやQ & Aなどを導入し、情報や知識・ノウハウの共有と活用に向けた取り組みを始めている。
- ・ 情報や知識・ノウハウの共有と活用に対する個々人の意識や企業風土（組織）の改革が、今後の課題である。

## 第4章 海外の動向

### 4.1 海外の建設市場の動向

- ・ 2001年の各国、地域別のGDPを日本を100として比較すると、アメリカ247.3、西欧175.1、東欧5.9、アジア60.3となる。(西欧・東欧・アジアは2000年)
- ・ 建設投資の大きさは、日本を100とすると、アメリカ173.3、西欧83.6、東欧3.9、アジア82.8となっている。
- ・ 建設投資のGDPに対する比率は、日本の12%、アジアの16.5%に対し、アメリカでは8.4%、西欧5.7%、東欧は8.1%である。

各国・地域別の建設市場(名目値、兆円換算)

	日本 <sup>注1)</sup> 2001年度	アメリカ 2001年	西欧 <sup>注2)</sup> 2000年	東欧 <sup>注3)</sup> 2000年	アジア <sup>注4)</sup> 2000年
GDP	501.6 (100)	1240.6 (247.3)	878.1 (175.1)	29.4 (5.9)	302.5 (60.3)
建設市場	71.1 (100)	-	87.4 (122.9)	3.4 (4.8)	-
対GDP比(%)	14.2	-	10.0	11.7	-
建設投資	60.4 (100)	104.6 (173.3)	50.5 (83.6)	2.4 (3.9)	50.0 (82.8)
対GDP比(%)	12.0	8.4	5.7	8.1	16.5

- 注) 1. 日本のデータは年度。GDPは予測(建設経済研究所)。建設投資は実績見込み(国土交通省)。  
 2. 西欧の構成国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスの15カ国。  
 3. 東欧の構成国は、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの4カ国。  
 4. アジアの構成国は、中国、香港、台湾、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、ベトナム、タイの11カ国1地域。なお、建設投資額は、中国は直近1999年インドネシアとベトナムは直近1998年のデータを採用。マレーシアについては建設投資額に代え建設工事受注高を採用。

2001年のアメリカの建設投資は、公共工事の建築と道路が全体の伸びを支えている。

アメリカの建設投資の推移 (上段:金額 下段:対前年比率 単位:百万ドル%)

	1996	1997	1998	1999(r)	2000(r)	2001(r)	2002(p)	構成比
新規投資全体	615,797 8.0	632,680 2.7	664,244 5.0	692,281 4.2	706,899 2.1	723,199 2.3	719,378 -0.5	100.0
民間工事	476,650 9.1	487,197 2.2	519,859 6.7	540,159 3.9	555,089 2.8	558,850 0.7	548,737 -1.8	77.3
住宅	281,207 11.6	280,720 -0.2	297,960 6.1	317,232 6.5	323,708 2.0	329,710 1.9	348,808 5.8	45.6
非住宅及びその他	195,443 5.8	206,477 5.6	221,899 7.5	222,927 0.5	231,381 3.8	229,140 -1.0	199,929 -12.7	31.7
公共工事	139,147 4.3	145,483 4.6	144,385 -0.8	152,121 5.4	151,810 -0.2	164,349 8.3	170,641 3.8	22.7
建築	63,446 7.4	67,400 6.2	66,920 -0.7	68,474 2.3	70,390 2.8	77,630 10.3	84,843 9.3	10.7
土木及びその他	75,701 1.8	78,083 3.1	77,465 -0.8	83,647 8.0	81,420 -2.7	86,719 6.5	85,798 -1.1	12.0

- 注) 1. 金額は、1996年価格  
 2. (r)はRevised、(p)はPreliminary  
 3. 2002年は4月の季節調整済年率換算値

#### 4.2 米国建設産業の現況 - 生産性を中心として

- ・米国建設業界においては、ここ 40 年間にわたって、生産性がなだらかに下降してきている。
- ・70 - 80 年代の原因は組合活動による賃金上昇と考えられていたが、90 年代以降は、IT 投資の少なさ及び投資の非効率性にあるといわれている。
- ・建設業特有の作業の分断化、業界の分断化等の問題が円滑な IT 投資の障害となっており、現在発注者（経営者）を中心とした団体が分断化された工程の統合化等による効率的な IT 投資の方法を模索しているところである。

米国の賃金及び雇用に関する主たる制度は以下のとおり。

##### (現行賃金法)

	連 邦	州・地方
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用者は労働者に地域の水準賃金を保証する義務を負うという法律。</li> <li>● 対象は建設業に限らない。</li> </ul>	
内容	Davis Bacon Act (DB 法) : 1931 年発布 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連邦政府資金によって行われる公共工事に従事する労働者の賃金は、地域の同業者の賃金を下回ってはならない。</li> <li>● 見習工を使ってはならない。</li> </ul> (40 U.S.C. section 276a et.)	Prevailing Wage Law <ul style="list-style-type: none"> <li>● DB 法に相当する州法で、現在 33 州が採用している。</li> <li>● 指標となる賃金は州毎に積算される。</li> </ul>
組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指標となる賃金は組合が交渉した賃金レベルであることが多いため、コントラクターは安全のために組合労働者を使うことが多いが、現在、組合に対するメリットは少なくなっている。</li> </ul>	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アラバマ州、コロラド州、カンザス州等 9 つの州は 1970 ~ 1980 年代にかけて現行賃金法を廃棄している。</li> </ul>	

##### (Project Labor Agreement (PLA))

	連邦、州、及び地方政府
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロジェクト毎に結ばれる雇用前労使協定。組合の力が強い時代 PLA を結ぶことで工事がスムーズに実施されることを目的とした。</li> <li>● 通常 PLA と呼ばれているが、官民を区別する場合、政府が行う協定は特に GMLA (Government Mandated Labor Agreement) と呼ばれる。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コントラクターは組合労働者を採用しなければならず、組合はストライキ等を起こして工事を中断してはならない。</li> <li>● コントラクターは組合、非組合のどちらでもよいが、採用する労働者は組合員でなければならない。</li> <li>● 非組合コントラクターは組合の定める労働規定や賃金水準を採用しなければならない。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入会金、会費、保険その他を支払って工事期間中、組合に参加するオープンショップは採用しても良い。</li> </ul>
組合との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PLA は直接組合の採用を義務付けているため、組合は PLA を支持している。</li> <li>● 組合員の数が減少しているため、組合は PLA 工事によって公共工事に携わる組合員の数を増やすと同時に、組合加入者の増加も期待している。</li> </ul>

#### 4.3 米国の政策評価制度（議会との関係）と公共事業

- ・昨年10月公表されたジョージメイソン大学の日米公共事業比較論において米国においては政策評価により、根本的な公共事業改革が行われ、その結果連邦予算は経済効率の高い交通関係中心になっているとされている。
- ・そこで政策評価制度の実態を調査した結果、その努力は評価されるべきものの実績においてはいまださまざまな試行錯誤が行われている段階で、公共事業改革につながるような段階には至っておらず、交通関係事業中心となっているのは議会論議における政治的な事情その他によることが分かった。米国においては公共事業と経済成長の関連に関する議論が活発に行われており、我が国においても政策評価法の施行を契機に活発化されることが望まれる。

昨年10月に公表されたジョージメイソン大学（ケニス・バットン教授ほか3名による共著）の日米公共事業比較論の要旨は以下の通り（当研究所「日本経済と公共投資」38号198頁以下参照）

公共事業政策について、日本は「大陸原理」で公共投資は広範囲にわたりしばしば多様な社会的政治的目的を満たすことを目的とすべきという考え方

これに対して米国はまず、公共事業の生産弾力性が民間部門の生産弾力性を上回ったとき、公共事業は経済成長を増進するという新しい成長理論が主流で、公共事業の生産性を重視するこの考え方が公共事業改革の背景となっている。この考え方に「アングロサクソンのアプローチ」が加わり、厳しい事業評価制度によって、経済効率基準を満たすよう歳出を扱うことが主要な論点となっている。

以上の結果、日本は20年にわたって分野別のシェアは固定され、高生産性分野への配分も行われず、GDPの伸びにつながらない分野に向けたゆがんだ配分構造になっているのに比べ、米国は公共事業の改革により、効率的な経済構造をもたらし、90年代の成長に寄与してきた。この結果、高生産分野である交通関係予算のシェアは道路54%をはじめとして連邦政府予算の80%を占め、その他の社会政策的分野は地方と民間に委譲して、全体としての公共事業費総額は削減している。

そこで本稿では前号における本論文に対する批判的考察（202頁以下）を展開し、

論文で言っている、アングロサクソンのアプローチによる事業評価制度について連邦政府を中心に過去に遡って研究し、その結果がいかにして連邦予算制度の中に反映されることとなったのかを実証的に調べると同時に

特に交通関係予算が連邦政府予算に占める割合が多くなった事情を予算制度全体の中で、検証した。

その結果、政策評価制度については、その努力は評価されるべきものの実績においてはいまださまざまな試行錯誤が行われている段階で、公共事業改革につながるような段階には至っておらず、交通関係事業中心となっているのは議会論議における政治的な事情その他によることが分かった。米国においては公共事業と経済成長の関連に関する議論が活発に行われており、我が国においても政策評価法の施行を契機に活発化されることが望まれる。